

教科書P30～31を見ながらやってみよう！！

裁判所の働き

()・・・争いや犯罪、事故が起きたとき、法律にもとづいて問題を解決し、国民の権利を守る仕事をしている。

国民は、だれでも()権利をもっている。また、判決の内容に不服がある場合は、3回まで裁判を受けられる制度がある。

()・・・国民が裁判員として裁判に参加する制度。

裁判所の働き

- 争いや事故、犯罪などが起こったときに、()にもとづいて問題の解決を図ること。
- 人々の間に起きた争いなどについて、原告側と被告側に分かれて裁判を行い、判決を出す。
- 罪を犯した疑いがある人が有罪か無罪かの裁判を行い、判決を出す。
- ()が憲法に違反していないかを調べる。
- ()が憲法に違反していないかを調べる。

()・()・()は国の重要な役割を分担しており、そのしくみを()という。